

長野県保育専門相談等実施要領

(趣 旨)

第1 この要領は、県民文化部行政事務臨時嘱託員設置要綱に基づき設置される長野県保育専門相談員及び長野県保育専門推進員（以下「相談員等」という。）が行う業務（給食に係る事項を除く。）について必要な事項を定めるものとする。

(設 置)

第2 相談員等を設置する場所及び担当区域は、別表のとおりとする。

(職務の内容)

第3 相談員等は、児童福祉法及び児童福祉施設最低基準並びに保育所保育指針に基づき、保育所における保育に関し、専門的な相談助言を行い、保育内容の充実と向上を図るため、おおむね次に掲げる職務を行うものとする。

1 保育所に対する相談助言

- (1) 担当区域内保育所の保育内容について、詳細に実態を把握し、必要により相談助言を行うこと。
- (2) 担当区域内の社会的条件を十分把握して、保育内容がその条件に適合するように相談助言を行うこと。

2 研修会等に対する相談助言

- (1) 担当区域において開催される研修会等の推進に協力すること。
- (2) 担当区域外にあっても、専門的知識及び技術について、援助及び助言を求められたときは、これに協力すること。

3 相談計画の作成

相談員等は、相談助言をするに当たって、月間の相談計画を別記様式により立案し、担当区域所管の保健福祉事務所に提出すること。

4 関係機関との連絡調整

相談員等は、県及び市町村の福祉、保健衛生及び教育関係担当部署等の行政機関及び保育協会、保育士会等の関係団体との連絡を密にすること。

5 相談員等は、毎月の活動内容について活動状況報告書（別記様式）を、担当区域の保健福祉事務所に復命するとともに、その写しを翌月 10 日までにこども・家庭課長に提出すること。

別 表

相 談 員 等 の 担 当 区 域

設 置 場 所	担 当 区 域 (郡 市 別)
佐久保健福祉事務所	南佐久郡、北佐久郡、小諸市、佐久市
諏訪保健福祉事務所	諏訪郡、岡谷市、諏訪市、茅野市
伊那保健福祉事務所	上伊那郡、伊那市、駒ヶ根市
飯田保健福祉事務所	下伊那郡、飯田市
松本保健福祉事務所	木曾郡、東筑摩郡、松本市、塩尻市、安曇野市、北安曇郡、大町市
北信保健福祉事務所	下高井郡、下水内郡、中野市、飯山市、上高井郡、須坂市
こども・家庭課	小県郡、東御市、上水内郡、千曲市、

[別記様式]

相談計画書（活動状況報告書）

〇〇保健福祉事務所 相談員 氏 名

【〇月分】

日 (曜)	訪問市町村 及び保育所名	相談計画事項 (活動事項)	相談計画内容 (活動状況)